


# 文化芸術収益力強化事業

ライブハウス・ミニシアター等との連携による  
芸術・エンタメ分野の新たなビジネスモデル創造事業

## 公募要項

2020.10.15  
第4稿

※本公募要項の内容は予告なく変更することがありますので、  
応募前に必ず[サイト](#)上で最新版をご確認ください。

 Visual Industry Promotion Organization

特定非営利活動法人 **映像産業振興機構**

この公募要項は「文化芸術収益力強化事業（ライブハウス・ミニシアター等との連携による芸術・エンタメ分野の新たなビジネスモデル創造事業）公募事業 交付金 交付規程」に基づき作成されています。公募要項と交付規程とで記載内容が異なる場合は交付規程が優先されます。

# 目次

- P. 2 交付金の概要
- P. 3 交付金で使われる用語の定義
- P. 4 交付金の対象となる経費
- P. 5 交付金支払までの流れ
- P. 6 申請に必要なもの
- P. 7 エビデンス（証拠書類）について
- P. 8 二重助成などの禁止
- P. 9 利益の扱い
- P. 10 自社調達・子会社・関係会社からの調達の制限
- P. 11 交付決定の取消
- P. 12 申請システム

# 交付金の概要

## 交付金の目的

コロナ禍以降の文化芸術団体等の収益機会の減少による経営危機的な状況を受け、事業構造や制作・表現等の手法改革による収益力強化の方策を検討することを目的とします。

## 交付金の対象者

国内の法人（文化芸術団体、企業等）

## 交付金の対象となる事業

- ① ライブハウス・ミニシアター等と連携した公演等収録・上映・イベント・配信等  
（対象分野：音楽・映画・メディア芸術）

### 【事業例】

音楽：ライブハウスでのライブのオンライン配信

音楽：ライブハウスと連携したオンラインフェスの開催

映画：ミニシアターでのトークイベントのオンライン配信

メディア芸術：ライブハウス、ミニシアター等と連携したメディア芸術イベントの開催

- ② 新しい鑑賞環境の確立による将来的な鑑賞者の拡充に資する制作・表現等モデルの創造  
（対象分野：伝統芸能・映画・メディア芸術）

### 【事業例】

伝統芸能：オンラインに特化した伝統芸能の公演モデルの構築

伝統芸能：伝統芸能に関する教育コンテンツの制作・公開

映画：全国から鑑賞者を集めるオンライン映画祭の開催

メディア芸術：オンライン展開用のメディア芸術表現モデルの構築

## 交付金の額

対象経費の100%（1社につき上限2,000万円）

## 交付金の応募期間

2020年10月12日(月) 13:00～10月26日(月) 23:59

## 承諾・遵守事項

この交付金を受ける者は以下のことを承諾・遵守する必要があります。

① 交付の事実の公表および本事業の広報等への協力。

② 交付金支払後5年間（2026年3月まで）の、関係書類およびエビデンスの保管。

③ 交付金支払後5年間（2026年3月まで）に、当機構または会計検査院が事業者の拠点を訪問し、関係書類・エビデンス・会計帳簿等の調査を行うこと。

# 交付金で使われる用語の定義

事業者	この交付金を受けようとする者・この交付金を受けた者を指します。
事務局	特定非営利活動法人映像産業振興機構内にある、この交付金の事務局を指します。 〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル2F 特定非営利活動法人映像産業振興機構 「文化芸術収益力強化事業」公募事務局
対象経費	この交付金の支払対象となる経費。 交付金の対象となる経費 かつ 事業開始から事業完了までに発生し支払をした経費のみが交付金の支払対象です。
登記簿謄本	法務局で発行される履歴事項全部証明書を指します。 3ヶ月以内に発行された謄本の全ページのスキャンデータを、初回登録時に添付する必要があります。
応募・申請	この交付金の活用を申し込むこと。
審査委員会	事務局が委嘱した有識者で構成される外部委員会です。
採択・交付決定	この交付金を受けることが承認されたこと。
事業開始	この交付金を受ける事業を開始すること。この時点から発生した経費が交付金の支払対象です。
事業完了	計画どおりに事業を終了し、経費の支払をすべて終えること。
終了審査 現地調査	計画どおりに事業が行われたか、経費の支払は適正かを、事務局が審査・調査すること。
交付金額の 決定	事務局の終了審査・現地調査ののち、交付金の金額が決まります。
支払	交付金額決定後、所定の請求手続きをすると、2週間程度で指定の口座に交付金が振り込まれます。
エビデンス	経費の、①発注の証拠、②支払の証拠です。 ①と②が揃わないものは交付金の対象経費として認められません。

# 交付金の対象となる経費

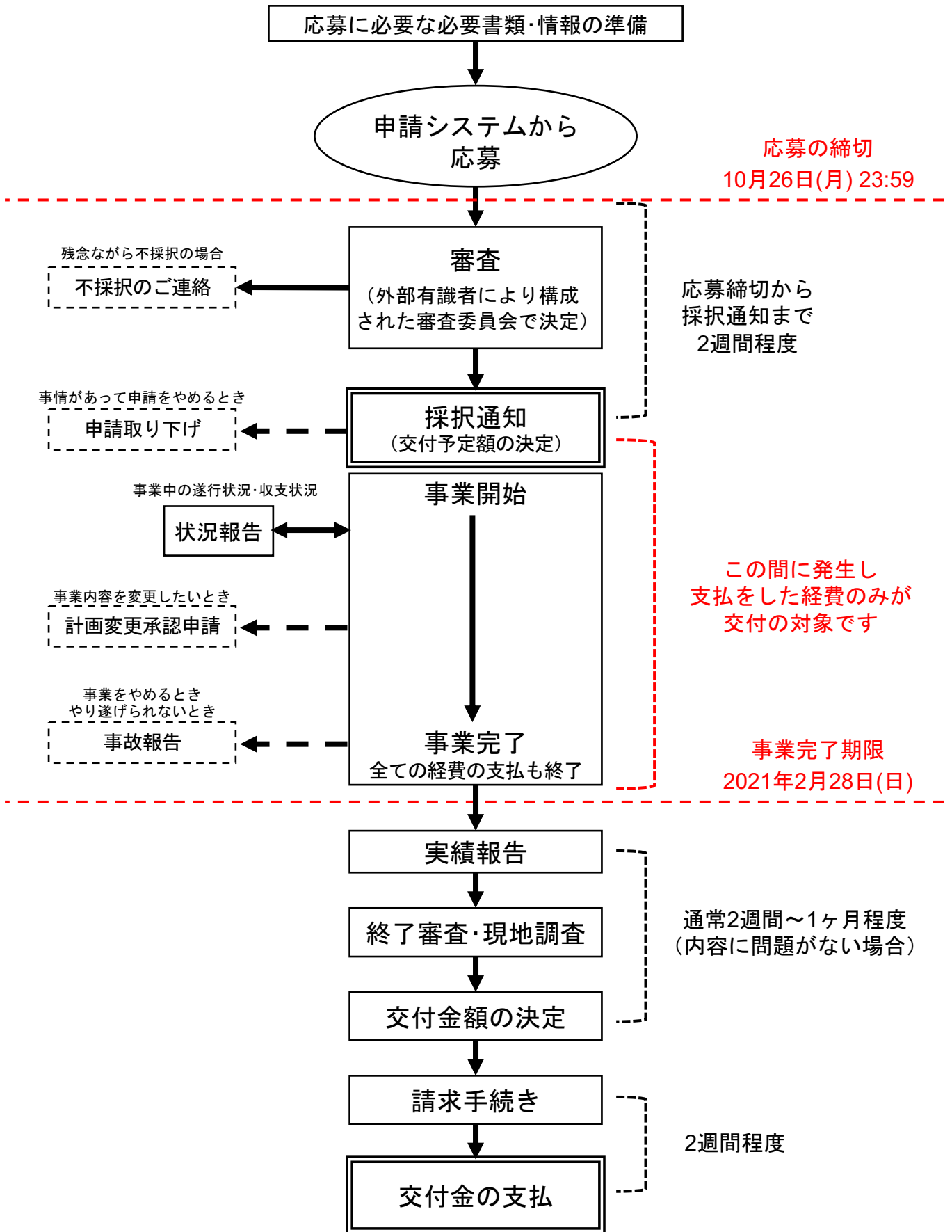
これらのものが交付金の対象となります ※実費かつ1,000円未満切り捨て

種別	費用例	注意事項
諸謝金	講演謝礼 司会料 演奏料 原稿執筆料 通訳料 など	
旅費	交通費 航空運賃 宿泊費 など	<u>次のものは対象外</u> 通勤交通費 東京23区内の移動交通費 タクシー ハイヤー レンタカー代 ガソリン代
借損料	会場費 機材レンタル費 美術レンタル費 権利使用料 レンタルサーバー費 など	
消耗品費	消耗品	別の目的で使えるものは不可
通信運搬費	通信費 郵送費 運搬費 など	<u>次のものは対象外</u> 電話代
雑役務費	制作費 収録費 配信費 出演料 感染予防対策費 警備費 印刷製本費 広告宣伝費 など	<u>次のものは対象外</u> チケット販売手数料
保険料	催事保険 撮影保険 など	<u>次のものは対象外</u> 旅行保険など個人が任意で加入すべき保険

この交付金では以下のものは対象外となります

国内消費税  
社内人件費  
切手代、印紙代、金券類  
賞金、賞品、記念品  
振込手数料  
飲食費、接待交際費など冗費とみなされるもの  
販売やレンタルを目的とするもの  
商品等の製造・調達のためのもの  
キャンセル費用  
事業の目的と照らして相応しくないもの

# 交付金支払までの流れ



# 申請に必要なもの

申請にあたり、以下のものがが必要です。

## 初回登録時にご用意いただくもの

<p>会社概要 システム入力</p>	<p>担当者 情報 システム入力</p>	<p>登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)  発行3ヶ月以内の スキャンデータ添付</p>	<p>補足資料  会社案内 パンフレット 事業内容など</p>
------------------------	------------------------------	--	---

## 応募時にご用意いただくもの

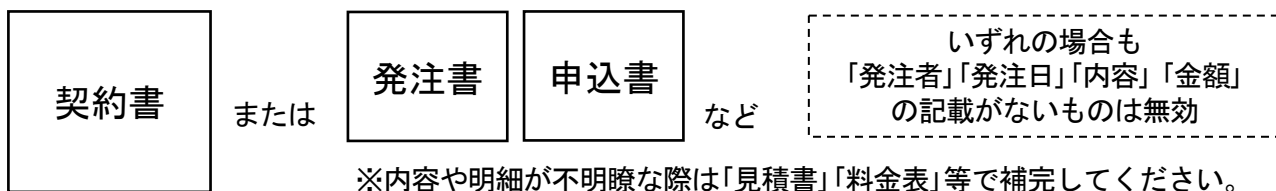
<p>事業概要 システム入力 200文字以内</p>	<p>実施場所 発信先詳細 システム入力 400文字以内</p>	<p>事業詳細 システム入力 1000文字以内</p>	<p>収益力強化策 システム入力 400文字以内</p>
<p>成果目標 システム入力 400文字以内</p>	<p>事業遂行力 システム入力 1000文字以内</p>	<p>収支計画書 Excelファイル添付 (<a href="#">専用フォーマット</a>)</p>	<p>実施体制図 ファイル添付</p>
<p>補足資料  事業計画書 企画書など</p>			

# エビデンス（証拠書類）について

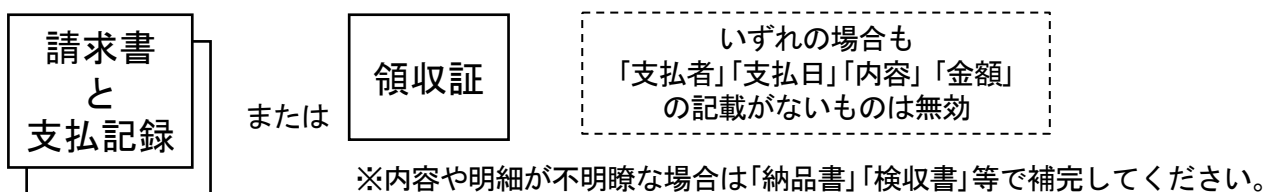
全ての経費にはエビデンス（証拠書類）が必要です。

## エビデンスとは

### ①発注の証拠

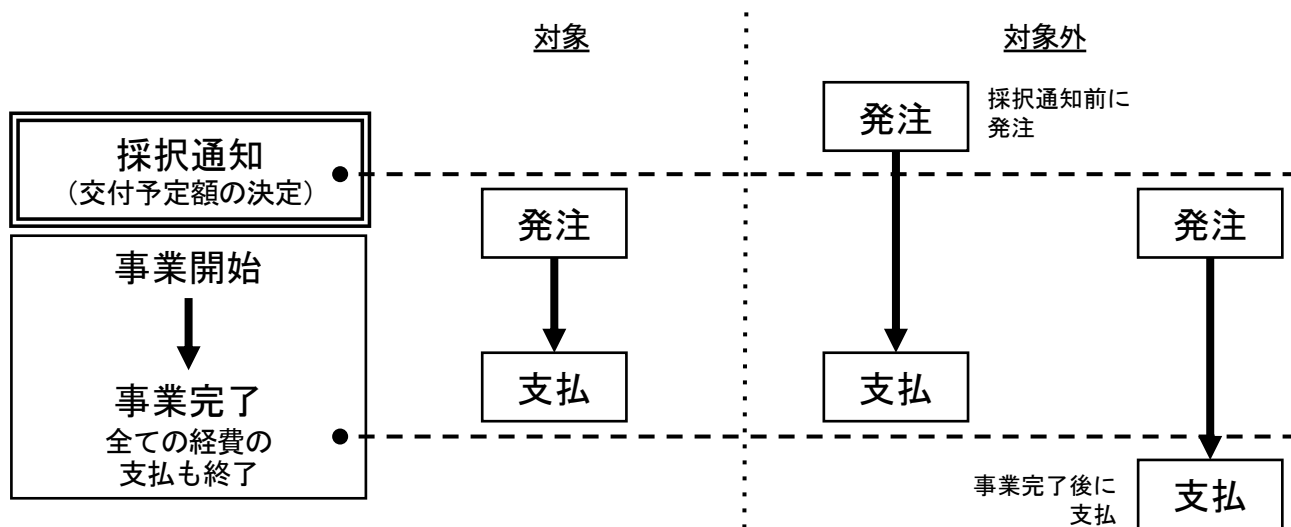


### ②支払の証拠



## 対象費用として認められる期間

「採択通知後に発注」し「事業完了までに支払を終えた経費」のみ対象となりますので、その証拠として上記エビデンスが必要となります。



## エビデンスの保管義務

エビデンスは交付金支払後5年間（2026年3月まで）保管する義務があります。

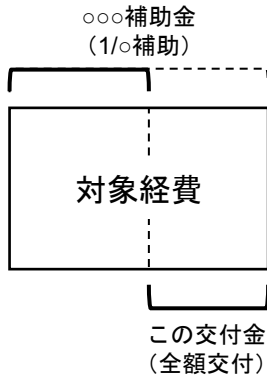


# 二重助成などの禁止

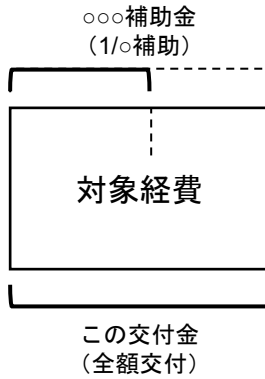
この交付金と、他の公的な補助金や助成金を活用し二重に受けることは、原則としてできません。

## 認められないケース

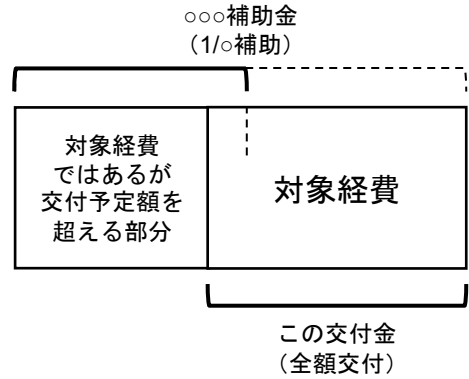
他の補助金から見て自己負担すべき費用をこの交付金で補っているケース



おなじ経費において補助・助成・交付を二重に受けるケース

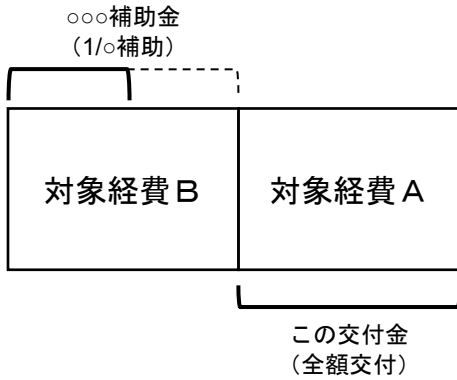


経費の一部において補助・助成・交付を二重に受けるケース

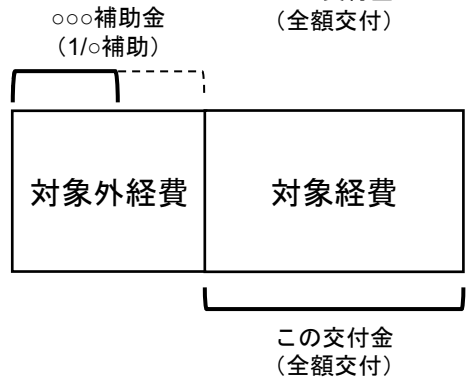
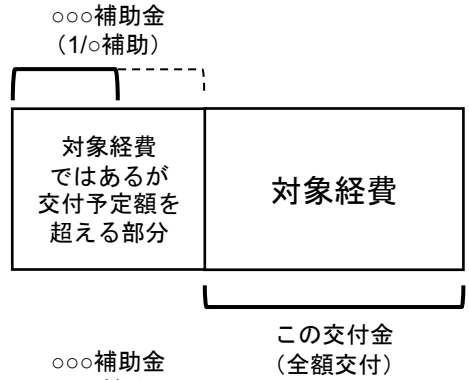


## 認められるケース

費目を明確に仕分けて補助・助成・交付を受けるケース

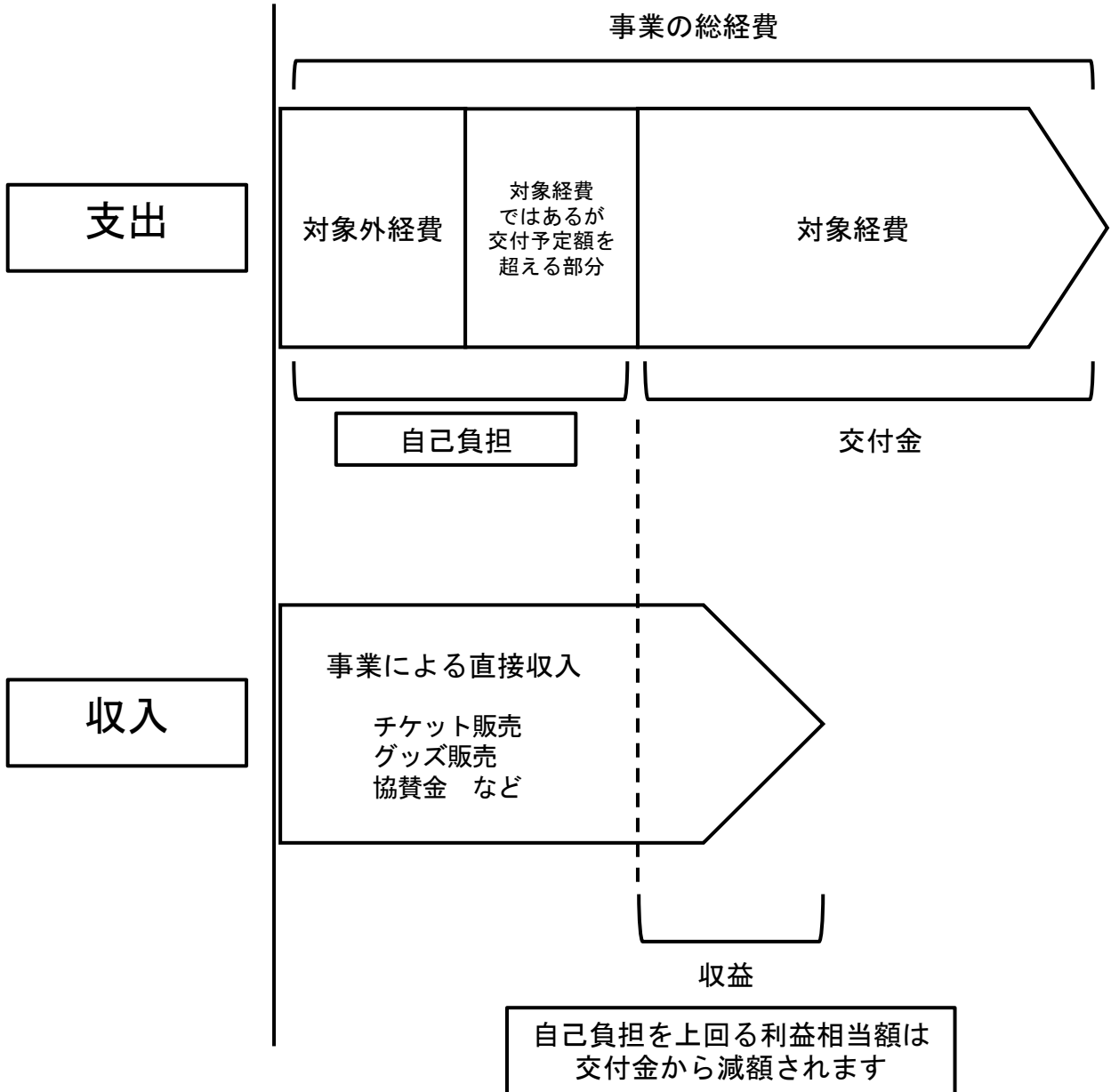


この交付金の対象になっていない部分で補助・助成・交付を受けるケース



# 利益の扱い

この交付金を受ける事業において、直接的な収入により利益が発生する場合は、利益相当額が交付金から減額されます。



# 自社調達・子会社・関係会社からの調達の制限

この交付金を受ける事業において、事業者自身による自社調達や、その子会社・関係会社等への支払を行うと、交付金による利益が発生してしまうため、自社調達や、子会社・関係会社等へ支払をする場合、利益の排除を行うなど一定の制限があります。

実施報告の経費算出時に利益の排除を行ってください。

## ①事業者自身の場合（例：自社のスタジオや、自社が管理する施設を使う場合）

原価の証明をおこない原価を算出して下さい。原価額が対象経費となります。

## ②直接・間接の出資関係が100%の子会社・孫会社・曾孫会社等の場合

以下の手法A・Bのいずれかの方法により算出してください

手法A：

取引価格が原価以内であると証明できる場合、取引価格が対象経費となります。

手法B：

調達先の直近年度の損益計算書における売上総利益率×取引価格＝利益相当額を取引価格から減額し、対象経費額を算出します。

## ③上記②以外の関係会社の場合

以下の手法A・Bのいずれかの方法により算出してください

手法A：

取引価格が原価＋販管費以内であると証明できる場合、取引価格が対象経費となります。

手法B：

調達先の直近年度の損益計算書における営業利益率×取引価格＝利益相当額を取引価格から減額し、対象経費額を算出します。

上記の会社へ発注を行う際は、採択後に事務局までご相談ください。

# 交付決定の取消

以下に該当する場合には、交付金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ①事業者が、法令又は本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- ②事業者が、交付金を対象事業以外の用途に使用した場合
- ③事業者が、対象事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- ④事業者(その役員又は使用人を含む)について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき
- ⑤前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

これらは、支払後であっても適用され、すでに支払済みの交付金がある場合には返還する必要があります。

上記①②③④により交付金の返還を命ぜられたときは、交付金受領日から返還日まで、年10.95%の加算金を事務局に納付する必要があります。

返還が定められた期日までに行われなかった場合、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の延滞金を加えて事務局に納付する必要があります。

# 申請システム

本交付金の手続きは全て専用の申請システムで行います。  
メールや郵送など、申請システム以外からの応募は受け付けて  
おりませんので、以下の申請システムからご応募ください。

[https://sys.bunka-shueki.jp/entry/applicants/sign\\_in](https://sys.bunka-shueki.jp/entry/applicants/sign_in)



**VPO**  
Visual Industry Promotion Organization  
特定非営利活動法人 映像産業振興機構

「文化芸術収益力強化事業」における【ライブハウス・ミニシアター等との連携による芸術・エンタメ分野の新たなビジネスモデル創造事業】の公募申請システムにアクセスするにはログインをしてください。

ID (メールアドレス)

Password

パスワードを忘れた方はコチラへ

ログイン ▶

事業ページへ

**新規登録**

まず「新規登録」から  
事業者の登録を行ってください。

登録後マイページより応募いただけます。

応募方法などの詳細は別紙「申請ガイド」をご参照ください。

[https://www.vipo.or.jp/u/BS\\_guide.pdf](https://www.vipo.or.jp/u/BS_guide.pdf)

## お問い合わせ先

特定非営利活動法人映像産業振興機構  
「文化芸術収益力強化事業」公募事務局

[bs\\_question@vipo.or.jp](mailto:bs_question@vipo.or.jp)